

第1回富士川水系河川整備計画有識者会議 議事録

【開催概要】

- 日程：令和7年8月7日（木）13：20～15：00
- 会場：山梨県庁防災新館4F 403会議室
- 出席者：
 - （対面）大槻座長
秋山委員、浅見委員、岡崎委員、風間委員、清水委員、馬籠委員、武藤委員
 - （WEB）絹村委員、山内委員
 - （欠席）大石委員
（オブザーバー）静岡県、山梨県

【議事概要】

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 座長挨拶
5. 議事
 - (1) 富士川水系河川整備計画変更について
 - (2) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて
6. 閉会

※本会議前

1. 会議規約について
2. 会議公開規定、会議傍聴規定について
3. 座長選出

【議事録】

«本会議前»

1. 会議規約について

【内藤副所長】

それでは、時間もありますので、始めさせていただければと思います。本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、進行を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の内藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

すみません。着座にて、進行させていただきます。

まず、配付資料の御確認をさせていただきます。議事次第1枚、富士川水系河川整備計画有識者会議委員名簿、同じく座席表です。それと、資料1としまして富士川水系河川整備計画有識者会議規約、資料2が同じく有識者会議の公開規程（案）、資料3が有識者会議の傍聴規程（案）、資料4が、横とじになっていますけれども、「富士川水系河川整備計画変更について」、資料5が「富士川水系河川整備計画変更までの流れについて」、参考資料、以上が本会議の資料になります。資料の過不足等ありませんでしょうか。よろしいですか。

では、まず初めに委員の紹介をさせていただきます。この後、本会議の議事次第3で委員紹介はさせていただきますので、今回は私からの紹介のみとさせていただきます。

今日、会場にお越しいただいているのが、秋山信彦委員、浅見佳世委員、大槻順朗委員、岡崎巧委員、風間ふたば委員、清水一也委員、馬籠純委員、それから武藤慎一委員になります。ウェブで参加を頂いているのが、絹村敏美委員、それから山内和也委員になります。大石哲委員につきましては、本日、都合により欠席となってございます。

本会議の開催に当たりまして、議事次第の下のほうに「本会議前」とありますけれども、まず会議の規約について御説明をさせていただきまして、規約に基づいて座長の選出をしていただきたいと思います。その後、公開規程と傍聴規程について御審議いただければと思ってございます。

それでは、まず事務局から、会議の規約について御説明させていただきます。

【瀬尾流域治水課長】

甲府河川国道事務所で流域治水課長をやっております瀬尾と申します。よろしくお願ひします。

着座のまま、失礼いたします。

まず、右上に「資料1」と書かれております富士川水系河川整備計画有識者会議規約というものを御覧ください。規約を順次、読み上げさせていただきます。

(名称)

第1条 本会は、「富士川水系河川整備計画有識者会議」（以下「会議」という）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という）が、「富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）」を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聞く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。

- 2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
- 3 委員の任期は「富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】」が策定されるまでとする。

(座長)

- 第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
 - 2 座長は、会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。
 - 3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
 - 4 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名した委員がその責務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、局長より委任された甲府河川国道事務所長が招集するものとする。
 - 2 委員の代理出席は認めない。ただし、オブザーバーはこの限りではない。

(公開)

- 第6条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

- 第7条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部、甲府河川国道事務所に置く。
 - 2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
 - 3 事務局は、第4条第3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

- 第8条 本規約の改正は、総委員数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

- 第9条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会議委員の総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

- 本規約は令和7年8月7日から施行する。

裏面に委員名簿で、先ほど御紹介させていただいた委員のメンバーを記載させていただいております。オブザーバーとしまして、関係県の山梨県、静岡県のメンバーが入っております。

以上でございます。

【内藤副所長】

ただいま御説明いたしました規約について御質問等があればお願ひいたします。よろしいでしょうか。

2. 座長選出

【内藤副所長】

では、規約4条に基づきまして、委員の選出に入らせていただきます。第4条では、座長は委員間の互選によって、これを定めるとなってございます。どなたか座長を引き受けいただける方、または御推薦等ございませんでしょうか。

【風間委員】 挙手

【内藤副所長】 風間委員、お願いいいたします。

【風間委員】

風間でございます。

河川工学や流域治水など、河川を幅広く研究されている大槻委員を推薦させていただきたいと思います。特に今回は富士川の新しい将来計画について議論するということでございますので、大槻先生には御苦労さまでございますけれども、ぜひお引き受けいただきたいと思います。

以上でございます。

【内藤副所長】

ありがとうございます。

ただいま、風間委員から大槻委員の御推薦がございました。皆様の御意見等ございましたらお願いいいたします。御意見ございますでしょうか。よろしいですかね。

(「異議なし」の声あり)

【内藤副所長】

意見等ないようですので、座長は大槻委員にお願いしたいと考えております。

大槻委員、よろしいでしょうか。

【大槻委員】

分かりました。

【内藤副所長】

では、大槻委員、一言御挨拶をお願いいたします。

【大槻委員】

山梨大学の大槻と申します。

このたび、大変僭越ながら御推薦いただきましたので、座長の任務を引き受けさせていただきたいと考えております。ここにおられる諸先輩方の中で座長をさせていただけるというのは大変恐縮なのですけれども、力不足なりに頑張って、円滑に会が進むように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3. 会議公開規定、会議傍聴規定について

【内藤副所長】

ありがとうございます。

それでは次に、会議の公開規程と傍聴規程の審議になりますけれども、これから審議の進行については大槻座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大槻座長】

それでは、次第のとおり、会議公開規程、会議傍聴規程についての審議となります。

まずは事務局から、公開規程（案）について説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

それでは、右肩に「資料2」と書いてあります富士川水系河川整備計画有識者会議公開規程（案）を御覧ください。こちらも読み上げさせていただきます。

(目的)

第1条 本規定は、富士川水系河川整備計画有識者会議（以下「会議」という）規約第6条の規定に基づき、会議の公開方法を定めるものである。

（会議開催の周知）

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続等について速やかに関東地方整備局、甲府河川国道事務所ホームページ（以下「ホームページ」という）により一般に周知する。

（会議の傍聴）

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

第4条 会議で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、傍聴人にも配付する。

（資料等の公開）

第5条 会議で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ホームページにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ホームページにて公表するものとする。

（その他）

第6条 本規程の変更や本規程に定めなき事項については、会議で定めるものとする。附則として施行日。

以上でございます。

【大槻座長】

ただいま御説明がございましたが、公開規程につきまして、委員の皆さん、この案で進めてよいかどうか、御意見いただければと存じます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大槻座長】

ありがとうございます。

それでは、公開規程の審議は終了し、引き続き事務局から、傍聴規程の案について御説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

右肩に「資料3」と記載されております富士川水系河川整備計画有識者会議傍聴規程を御覧ください。

（目的）

第1条 本規程は、富士川水系河川整備計画有識者会議（以下「会議」という）公開規程第3条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前とする。

（入室）

第3条 傍聴者受付で受付を終了した者（以下「傍聴者」という）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

（会議の傍聴）

第4条 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 会議の撮影、録画をしてはならない。ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。
- 2 会議の録音をしてはならない。
- 3 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 4 発言への批判、可否の表明、やじ、拍手等は行ってはならない。
- 5 プラカードを掲げる等の行為や、鉢巻き、腕章の類をしてはならない。
- 6 ビラ等の配付を行ってはならない。
- 7 みだりに傍聴席を離れてはならない。
- 8 携帯電話は電源を切るほか、マナーモードに設定し、使用してはならない。
- 9 前各項のほか、会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退場等の措置）

第5条 座長は、傍聴者が前条の規定に違反した場合には、傍聴者に会議会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（その他）

第6条 本規程の変更や本規程に定めなき事項については、会議で定めるものとする。附則として施行日でございます。

【大槻座長】

ありがとうございました。

ただいま傍聴規程について事務局から御説明がございましたが、この案でよろしいか、御意見等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大槻座長】

ありがとうございました。

それでは、傍聴規程は審議が終わったということで、事務局より進行をよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

それでは、公開規程、傍聴規程につきましては、原文どおりで案を取らせていただきまして、規程の施行日につきましては、本日の日付、令和7年8月7日から施行ということにさせていただきます。

また、今後、会議は原則として、この公開規程、傍聴規程に沿って運営させていただきます。

それでは、公開規程、傍聴規程のとおり、会議は公開となりますので、取材を希望されている報道機関の方々がいますので、入室をこれからしていただきたいと思います。このまましばらくお待ちください。

«**本会議»**

1. 開会

【内藤副所長】

お待たせいたしました。改めまして、本日、進行を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の内藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の有識者会議につきましては、対面とウェブを並行しての開催とさせていただいております。

開会に先立ちまして、記者の方々にお願い申し上げます。会議の公開についてお知らせしておりますが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、記者発表でお知らせしております注意事項等に留意いただきまして、公開規程、傍聴規程に沿って適切に取材・傍聴等され、議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。それから、スタッフによる記録撮影を行っておりますので、御了承いただければと思います。

なお、本日の資料及び議事要旨については、取りまとめの上、後日、ホームページで公開を予定しております。

2. 挨拶

【内藤副所長】

それでは、お手元の議事次第に従いまして、開会に当たりまして、甲府河川国道事務所長の草野より御挨拶申し上げます。

【草野事務所長】

甲府河川国道事務所長の草野でございます。

本日は大変御多忙のところ、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今朝もニュースを見ると、石川県で線状降水帯が発生して、また、今も北陸地方に非常に強い雨が降っているということでございますけれども、気候変動の影響というのが非常に顕著に現れてきているなと感じております。

こういった状況の中、全国的に今、気候変動を踏まえまして、河川整備基本方針の見直しを進めておりまして、富士川につきましては今年の3月に見直しが完了したところでございます。今後につきましては、見直した基本方針に基づいて河川整備計画の見直しを進めていくということで、本日がキックオフということになります。

整備計画につきましては、整備や管理、そして環境といった総合的な内容となっておりまして、富士川にとって非常に重要な計画となっておりますので、委員の皆様方からいろいろな御意見を頂戴しつつ、よりよい整備計画にしてまいりたいと考えてございますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

3. 委員紹介

【内藤副所長】

続きまして、委員の方々を、お手元の委員名簿の順に御紹介させていただきます。御紹介後、一言頂戴できればと存じます。

まず、秋山信彦委員です。

【秋山委員】

東海大学海洋学部の秋山と申します。魚の生態が専門ですので、そちらで意見を言えればと思っております。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございます。
浅見佳世委員です。

【浅見委員】

常葉大学の浅見と申します。よろしくお願ひします。専門は植物生態学で、保全生態の辺り、環境の保全の辺りについて専門としております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
大石哲委員につきましては、本日は都合により欠席となってございます。
続きまして、大槻順朗委員です。

【大槻座長】

山梨大学の大槻と申します。このたび、座長をお受けすることになりました。私の専門は、河川工学、応用生態工学というところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。大槻委員におかれましては、先ほど、委員の皆様の互選により座長をお引き受けいただいております。
続きまして、岡崎巧委員です。

【岡崎委員】

山梨県水産技術センターの岡崎といいます。私は、水産技術センターということで、主には魚類の関係を専門にしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
続きまして、風間ふたば委員です。

【風間委員】

風間でございます。今は山梨大学の名誉教授ということでここに肩書を書かせていただいてございますが、在籍中は水質を専門としておりました。この会議の中でもその立場で発言させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
続きまして、絹村敏美委員。本日、ウェブで出席となってございます。絹村委員、お願いします。

【絹村委員】

絹村敏美でございます。今日はウェブで申し訳ありません。土地改良の関係でございまして、静岡県の土地改良事業団体連合会というところに所属しております。農業用水、利水の関係のところで参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
続きまして、清水一也委員です。

【清水委員】

山梨県土地改良事業団体連合会の清水でございます。絹村委員と同じ、農業用水の関係、農業水利の関係の立場として関わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
続きまして、馬籠純委員です。

【馬籠委員】

山梨大の馬籠と申します。よろしくお願ひします。私は、水文・水資源学というのを中心にならせていただいているが、所属は環境科学ということで、そういう視点も含めて、またぜひよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
続きまして、武藤慎一委員です。

【武藤委員】

山梨大学の武藤です。私は、地域防災・マネジメント研究センターのセンター長も務めておりまして、防災という観点から意見を述べさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
続きまして、山内和也委員です。本日、ウェブで出席いただいております。山内委員、一言お願ひいたします。

【山内委員】

帝京大学文化財研究所の山内です。今、キルギス共和国に来ておりまして、ウェブで参加させていただいている。文化財や文化遺産の観点から御協力させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。
以上が委員の皆さんになります。このほか、オブザーバーとして、山梨県、静岡県の方に出席いただいております。

4. 座長挨拶

【内藤副所長】

続きまして、議事次第4、座長の挨拶ということで、大槻座長、一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【大槻座長】

改めまして、山梨大学の大槻でございます。今回、座長を務めてまいります。
今回の有識者会議でございますが、先ほど事務所長からも御説明いただきましたように、昨年度、河川整備基本方針が変更されまして、大きな変更になったということあります。それを受けまして、より具体的な河川整備についてメニュー決めができるような、そういう知見を深めていく、そんな会議がこの場という位置づけだと私は理解しております。この会議を通じまして、皆様と共に議論を深めていきたいと考えています。

座長としての責務を果たすに当たりまして、委員の皆さんのお力添えを頂きながら、円滑に会議が進むように尽力してまいります。本有識者会議の議論がよりよい未来の富士川の姿の一助になるように願っております。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【内藤副所長】

ありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思います。

5. 議事

【内藤副所長】

続きまして、議事次第の5、議事に入ります。

委員の皆様におかれましては、御発言に当たりましては、座長の指名の後に所属とお名前を頂いて、御発言を頂くようにお願いいたします。ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、挙手機能でお知らせいただき、座長の指名の後に御発言いただければと思います。

それでは、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(1) 富士川水系河川整備計画変更について

【大槻座長】

それでは、ここからの進行は私のほうで進めさせていただきます。

それでは、議事次第の5 (1) 富士川水系河川整備計画変更についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

甲府河川国道事務所流域治水課長の瀬尾と申します。よろしくお願いします。

着座にて、資料の説明をさせていただきます。

資料4を御覧ください。「富士川水系河川整備計画の変更について」ということで資料を作成させていただいております。

本日の内容としましては、最初に流域の概要、2つ目で河川整備の現状と課題、3つ目で河川整備計画の対象区間及び期間、4つ目として河川整備計画の目標に関する事項、ここまで資料となっておりまして、ここまでを御議論いただければと考えているところでございます。

めくっていただきまして、流域の概要でございます。流域及び氾濫域の概要でございます。富士川は、幹川流路延長約128km、流域面積約3,990km²の一級河川であり、その流域には山梨県、静岡県、長野県の23市町村を抱えております。流域内には約106万人が生活し、人口や資産は、甲府盆地や富士平野に集中しており、甲府盆地と富士平野の間は山間狭隘部となっている。富士川流域の年平均降水量は1,200mmと、やや少雨傾向ではございますが、下流域は2,200mmと多雨の傾向になっております。日本三大急流の一つに数えられ、下流部においても300分の1から400分の1と、非常に急勾配な河川となっております。

次でございます。地質特性及び土地利用状況でございます。

糸魚川-静岡構造線と呼ばれる大断層が、富士川流域の西側を縦断していることに加え、平行交差する断層が幾筋もあるため、崩壊地が多く、豪雨とともに崩壊土砂が河道に流出し、比較的流れが緩やかな箇所に堆積しております。

富士川流域の土地利用の8割は山林が占めていますが、中流域の甲府盆地や下流域の富士平野に市街地が集中し、経年的に市街地の割合が増加しているところでございます。

次でございます。自然環境でございます。

富士川の上流部を釜無川と言っておりますが、釜無川には礫河原にカワラヨモギ等が、草地ではミヤマシジミの食草となるコマツナギ等が生育・繁殖しております。水域では連続する瀬や淵が形成され、瀬を産卵場とする鮎やウグイが生息・繁殖しております。

富士川中流部は、急峻な山地を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、崖地や連続する瀬や淵が形成され、崖地等に営巣するカワセミが生息しております。また水域には、瀬を産卵場とする鮎等が生息・繁殖しております。

富士川の下流部は広大な川幅を有し、低水路は多列砂州を形成するとともに、礫河原を繁殖地とするコアジサシが生息・繁殖し、水域には回遊性のニホンウナギやカマキリが生息・繁殖しております。河口では、ハマゴウ等が生育する海浜性砂丘をはじめとした多様な環境が形成されております。

笛吹川上流部は、交差砂州が発達し、水際にはミヅコウジュが生育し、水域には連続する瀬と淵が形成され、礫河床を産卵場とするカワヨシノボリが生息・繁殖しております。

笛吹川下流部は、交差砂州が発達し、ガン・カモ類の集団越冬地となるワンド・たまりが点在しております。水域では、ワンド・たまりでミナミメダカ等が生息・繁殖しております。

次のページでございます。歴史的な治水施設についてでございます。

甲府盆地や富士平野は、本支川が運んでくる土砂によって扇状地が形成されており、洪水のたびに流路が変わり、扇頂部から広がる氾濫流によって盆地や平野で大きな被害が発生していたところでございます。そのため、甲府盆地や富士平野の扇頂部に、信玄堤や万力林、雁堤といった歴史的な治水施設が設けられ、流路が安定したことなどによって、甲府盆地や富士平野の新田開発や安定した土地利用につながったと考えられております。この治水施設が今も機能を發揮し続けているというところでございます。

次でございます。近年の降雨量・流量の状況でございます。基準地点といたしまして、甲府盆地の一番下のところ、清水端地点、それから山間狭隘部を抜け出たところの北松野地点という地点を基準地点としております。

まず、この絵は基準地点の清水端の流域平均年最大雨量と年最大流量を示したものでございます。これまでの結果から、昭和57年8月の洪水が戦後最大の洪水となっております。

次でございます。下流に行きまして、基準地点の北松野における流域平均年最大雨量と年最大流量でございます。ここも、昭和57年8月の洪水が戦後最大の洪水となっております。

次でございます。支川の笛吹川でございます。主要地点を桃林橋という位置にしてございますが、笛吹川では、昭和34年8月洪水が戦後最大規模の洪水となっているところでございます。

これまでの主な洪水と治水の沿革になります。

明治40年8月、明治43年8月の大出水を契機として、大正10年に直轄河川事業に着手したところでございます。昭和40年に一級水系に指定され、昭和41年に工事実施基本計画を策定し、それ以降、洪水の被害の発生や流域の社会経済の発展を踏まえて、治水計画の見直しを行い、様々な事業を実施してきたところでございます。

図は、左側はこれまでの主要洪水等、被害の状況でございます。右側に治水計画と治水事業の変遷を記載させていただいているところでございます。

次でございます。近年の治水対策の経緯でございます。昭和57年8月の台風第10号や台風第18号による禹之瀬地区及び上流域を中心に浸水被害を受けております。このことにより、禹之瀬地区の川幅を広げ、高水位の低下を図るとともに、地盤が低い船場・白子地区の堤内地盤をかさ上げすることにより洪水被害の解消を図るというような対策をさせていただいてございます。この禹之瀬地区の河道整備事業を昭和62年から実施し、平成6年度に完成させたというところでございます。下が、見ていただくと分かるのですが、禹之瀬地区のところが、甲府盆地から出てくるところで非常に狭くなっているところを、川幅を広げさせていただいて、その部分で水位の低減効果を図ることと併せて、船場・白子地区と呼ばれていたところのかさ上げを行ったというところでございます。

次でございます。現在の富士川水系河川整備計画の概要でございます。

富士川水系の河川整備計画は平成18年に策定されておりまして、戦後最大規模の洪水、先ほど説明しましたが、富士川・釜無川において昭和57年8月の洪水、笛吹川において昭和34年8月の洪水を安全に流下させることを目標としておりまして、整備計画目標流量は、基準点である清水端で $6,800\text{m}^3/\text{s}$ 、北松野で $14,300\text{ m}^3/\text{s}$ と設定しております。現在は、この計画に基づき、河川整備及びソフト対策等を実施しているというところでございます。

次でございます。気候変動を踏まえた計画への見直しでございます。現在、全国的に治水計画を、過去の降雨実績に基づく計画から、気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画に見直しているところでございます。これまで、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、これまでの過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきたところでございますが、近年の温暖化を考慮しまして、気候変動シナリオの $2\text{ }^\circ\text{C}$ 相当、降雨量を1.1倍にするというところで、温暖化を考慮した計画に見直しているというところでございます。

次でございます。この流れの中で、令和7年3月に、気候変動を踏まえた富士川水系河川整備基本方針を変更したことところでございます。気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量は、清水端地点で $1200\text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野地点で $21,500\text{ m}^3/\text{s}$ を全量河道で流下させることとして、河道への配分流量も、同じく清水端地点 $1200\text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野地点 $21,500\text{ m}^3/\text{s}$ としたところでございます。

次でございます。河川整備の現状と課題でございます。

最初に、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する現状と課題でございます。

現在、河川整備計画の策定以降、戦後最大規模の洪水である昭和57年8月の洪水で宅地等の浸水被害が発生した地区における浸水防止対策等を実施してきたところでございます。現在でも、戦後最大規模の洪水を流下させることができない区間がまだ残っており、河道断面を確保する対策を実施する必要があるというところでございます。

下の図は、今の河川整備計画に定められているメニューを記載してございます。いろんな色がメニューによってついているのですが、黄色が緊急的に実施したものでございまして、そのほかの浸水防止対策とか河道断面の確保対策、河道断面の確保対策の中の築堤、洗掘防止対策、支川流入対策、広域防災対策などを実施していたところでございますが、黒枠で囲っているところが完了というところでございます。赤枠で囲ってあるところが現在進行中のもの、そのほかがまだ未着手なところというところで、まだ未着手のところもあるというところでございます。

次でございます。富士川の堤防整備状況は、約68%の堤防は完成していますが、まだ無堤防な区間も残っているというような現状でございます。

次でございます。河川整備計画策定以降も、平成23年や平成29年、令和元年の洪水など、中小規模の洪水によって、堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生しておりまして、応急復旧や緊急的な対策を実施しているところでございます。こうした侵食被害は、甲府盆地など天井川となっている区間はもとより、下流域でも甚大な被害が発生することがあることから、堤防の安全性の向上を図るための対策を実施する必要があると考えてございます。

次でございます。現在の富士川の流下能力でございます。現況堤防高から余裕高を引いたものが青い線、堤防満杯まで考慮したものが水色の線となってございます。青い線が大きくなっているところについては、おおむね安全に流せると考えていただければと思っております。水色の線のところまでは、何とか堤防のいっぱいまで使うと流せるというようなところだと考えていただければと思います。オレンジ色の点線が、現在の整備計画の流量になっております。上下に分かれておりますが、川の流下方向に向かって左側が左岸側、右側が右岸側になっておりまして、上が右岸、下が左岸となってございます。御確認いただけすると分かるように、青いところで全部流せるのが理想なのですが、そうなっていない箇所も結構あるというような現状でございます。

次に釜無川でございます。釜無川も同様に、余裕高を見たときに、流下能力が不足している箇所が点在しているというようなところでございます。

次に、笛吹川でございます。笛吹川については、整備計画の流量は現在おおむね満足しているかなというような現状でございます。

次でございます。河川の適正な利用及び正常な機能の維持でございます。

富士川水系の河川整備基本方針において、動植物の生息地または生育地の状況や景観など、9項目の検討により維持流量を設定し、水利流量・流入量を考慮した結果、清水端地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量、正常流量と呼ばれているものですが、これは灌漑期で概ね $22 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期でおおむね $13 \text{ m}^3/\text{s}$ と定めたところでございます。

清水端の過去21年における平均渴水流量は 26.9 立方メートル でございまして、流水の正常機能を維持するために必要な流量を概ね満足しているというところでございます。渴水流量というのは、365日の355日を下回らない流量というところになります。

次でございます。富士川の河川水は、発電利用のほか、農業用水として、耕地のかんがいに利用されていますが、農業用水は慣行水利権がまだ残っているというような現状がございます。また、河川水は急峻な地形を利用して、明治期から水力により水利用が行われてきたところでございます。富士川中流部の河川の維持に必要な流量を確保できていないという状況でありまして、流量確保に向けた調整が必要と考えているところでございます。

次でございます。河川整備の現状と課題で、河川環境の整備と保全についてでございます。

最初に水質でございます。平成2年から平成14年頃に、三郡東橋、桃林橋で環境基準を超過しているというところがありました。そこは人口の増加とか、当時の山梨県内の下水道率が低かったものと考えております。

富士川の水質は、下水道整備に伴い、近年ほとんどの区間でBODの環境基準を満足しておりますが、今後も注意深く監視する必要があると認識してございます。

次でございます。自然環境でございます。富士川は濁筋が変動しやすく、砂礫河道が河口まで連なっており、その植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返している。こう

して形成された砂礫地、湿地、樹林地、瀬、淵及び崖地等は、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖の環境となっていると考えてございます。

次でございます。富士川水系では、特定外来生物のオオキンケイギクが近年増加傾向にあります。外来生物のハリエンジュは、平成28年まで増加傾向でありましたが、平成28年から令和3年にかけて減少しております。ですが、これは樹木伐採の影響と考えられるため、今後も適切な対応を行う必要があると考えてございます。特定外来生物・外来生物等の生息・生育・繁殖が確認されておりまして、関係機関と連携し、適切な対応を行う必要があると考えてございます。

次でございます。自然環境についてでございます。富士川の生物の生息の場としての評価をさせていただいているところでございます。

釜無川と富士川中流部、富士川下流については、おおむね経年的によい環境が維持されていると認識しております。釜無川でオギ群落がやや減少傾向となっておりますが、これは、外来植生のオオブタクサによるものと認識しているところでございます。ほかのところもそうですが、外来種の群落等の分布が広くなってきているというところが見られる。

続きまして、生物相としての評価でございます。ミヤマシジミの食草となるコマツナギとかカワラヨモギ等が確認されている。また、水域では鮎やウグイ等が確認されてございます。中流部では、イカルチドリやコアジサシが確認されており、カワラハハコ等の河原植生が確認されております。連続する瀬と淵ではカジカ等も確認されております。富士川下流部では、河口の干潟や砂丘には、ハマゴウ等の砂丘性植物群が継続して確認されております。礫河原では、イカルチドリやコアジサシが、不定期ではありますが、確認されているというところでございます。どのところもアレチウリやオオキンケイギクなどが継続して確認されているというところでございます。まとめとしましては、現整備計画策定以降、環境と調和した河川改修や樹木伐開により、重要種はおおむね継続して確認されているという状況でございます。良好な礫河原環境がおおむね維持されているのではないかと考えておりますが、一方で特定外来生物や外来植物群の分布域の拡大や個体数の増加が見られ、在来種等への影響は懸念されているというところでございます。

次に、笛吹川でございます。生物の生息場としての評価として、笛吹川上流域も、おおむねよい環境が維持されていると考えてございます。笛吹川下流部は、礫河原がちょっと減少傾向にあるというところになっておりますが、これも、礫河原だったところが、オオブタクサ、外来植物に覆われているというようなところが原因かなと思ってございます。全体で外来種の群落が増えているというところもございますので、そこが問題点かなと考えてございます。

生物相としての評価でございます。笛吹川の上流側では、礫河原にコアジサシやシギ・チドリ類が確認されてございます。水際でミゾコウジュ等が確認されているところでございます。連続する瀬と淵ではカワヨシノボリ等が確認されています。特定外来生物のアレチウリ、オオキンケイギクは継続して確認されています。笛吹川下流部ですが、礫河原でイカルチドリが確認されておりまして、ワンド・たまりではミナミメダカ等が継続して確認されているというようなところでございます。こちらも、アレチウリ、オオキンケイギク等が継続して確認されている。総合的な評価では、現整備計画策定以降、環境と調和した改修や樹木伐開等により、重要種はおおむね継続して確認されている状況かなと思ってございます。良好な礫河原環境がおおむね維持されている。一方で、特定外来生物や外来種群落の分布域の拡大や個体数の増加が見られ、在来種等への影響が懸念されているというところでございます。

次でございます。河川環境の整備と保全に関するところで、河川空間の利用でございます。富士川の河川空間は、山間地を流れ、景観に優れ、施設の整備された場所でのスポーツ、散策が盛んに行われております。特に、高水敷が整備されている富士川下流部や、歴

史的施設がある釜無川の信玄堤公園や、笛吹川上流部の万力公園は、年間を通して利用客が多いというところでございます。各河川区間の地域特性に応じて、高水敷はスポーツや散策、水面ではラフティングや釣り、河原ではバーベキューなど、様々な利用がされております。令和元年度は台風の影響により調査時に施設が使用不可となっていたため、利用者数が減少し、及び令和6年度は最も利用者が多い富士川下流部の高水敷で工事が行われている等あり、近年、利用者が減少しているという結果になっているところでございます。

次でございます。河川空間の利用としては、水辺整備としまして、散策や環境学習の場として、誰もが安全かつ容易に利用できる良好な水辺空間の形成を推進してきたところでございます。平成18年の河川整備計画策定以降、8か所で水辺整備を実施してきました。現在、万力公園地区で整備を実施中というところでございます。

次でございます。河川維持管理でございます。

災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全といった、それぞれの目的に応じた管理、平常時や洪水時等の河川の状況に応じた管理、さらには堤防、護岸、排水機場といった河川管理施設の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっておりまして、効果的・効率的に維持管理を実施する必要があると考えてございます。堤防では除草などを行ったり、河道では樹木伐採を行ったり、あとは樋管・樋門の点検、許可工作物についても指導などを行っているところでございます。

次でございます。河川整備計画の対象区間及び期間でございます。

富士川水系の河川整備計画【大臣管理区間】の計画対象は、以下の大臣管理区間として、期間を概ね30年間と考えてございます。現在、甲府河川国道事務所で管理させていただいております大臣管理区間を対象としているというところでございます。

なお、整備計画は、現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況を前提として策定するものであります、策定後においても、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえて、必要がある場合には、計画の対象期間内であっても適宜見直しを行うこととしております。

次でございます。河川整備計画の目標に関する事項でございます。

沿川地域を災害から防御するため、富士川の豊かな自然環境に配慮しながら、災害の発生の防止または被害を軽減させる対策を推進し、洪水氾濫等による災害から生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川整備を推進していきます。流水の正常な機能の維持に関しては、継続してモニタリング調査を行い、関係機関と連携して合理的な水利の促進を図りながら必要な流量の確保に努めます。これまでの流域の人々と河川の関わりを考慮しつつ、富士川の良好な河川景観や水の流れを保全・創出するとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代につなぐよう努めていきます。災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関との連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施したいと考えてございます。

洪水、津波、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する目標としましては、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って治水安全度の向上を図ります。河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況を総合的に勘案し、適正な上下流及び左右岸の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全度の向上を図ります。甲府盆地や富士平野を流下し、氾濫域に人口・資産が集積している富士川の重要性を考慮し、目指す治水安全度の水準は、戦後最大規模の洪水（富士川・釜無川においては昭和57年8月、笛吹川については昭和34年8月の洪水）の降雨量に、気候変動により予測される将来の降水量の増加等を考慮し、整

備計画の目標流量を、基準点の清水端において $9,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野において $18,400 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止または軽減を図ります。

続きまして、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する目標でございます。水利用の状況及び動植物の生息・生育・繁殖、漁業、水質、景観等を考慮し、清水端地点において、かんがい期はおおむね $22 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期はおおむね $13 \text{ m}^3/\text{s}$ を適正な水利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努める。現流量に対して維持流量が著しく不足する区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業の項目による必要な流量を当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に努める。

河川環境の整備と保全に関する目標でございます。水質については、地域住民や関係機関との連携を図り、良好な水質の保全に努める。礫河原等の自然環境が比較的良好に維持されていることから、良好な場を保全することを基本的な考え方とし、河川整備等の実施に当たっては、良好な河川環境の保全・創出を図る。富士川の 5 km から 6 km 付近の雁地区では、かつては大規模な礫河原が分布していたが、水面比高差が拡大し、乾燥した立地となっており、外来種の侵入などにより礫河原の減少が見られることから、定量目標を定め、礫河原環境が 25ha 程度、存在するようとする。人と河川との豊かな触れ合いの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進する。景観については、歴史・文化・人との関わりを踏まえ、河川と調和した河川景観の保全、形成に努めることとしたいと考えてございます。

具体的なお話としまして、次でございます。洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標でございます。

先ほども同じですが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、富士川水系の整備基本方針に定められた内容に沿って治水安全度の向上を図ります。河川整備の変更に当たっては、戦後最大洪水の降雨規模に、気候変動による降雨量変化を考慮して流量の目標とするとさせていただいてございます。

図がございますが、黒い字が、現在の河川整備計画の目標流量となります。青い字が、令和7年3月に変更させていただきました河川整備基本方針の計画高水流量です。今回目標としたいと考えているところが赤字で示されておりまして、河川整備計画の変更の流量目標（案）とさせていただいているところでございます。これで、清水端が $9,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、北松野が $18,400 \text{ m}^3/\text{s}$ とさせていただいているところでございます。

次でございます。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。清水端については、正常流量は現時点でおおむね満足しているところでございます。関係機関等の協力を得ながら、流水の正常な機能が維持されるよう、適正な水利用に向けて取り組んでいきたいと思っております。

現況流量に対して維持流量が不足する区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業等の項目による必要流量を当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に努めたいと考えてございます。

段階的な流量の確保ですが、図を入れさせていただいてございますが、大きく不足する区間が、富士川の芝川合流点から十島堰の間、十島堰から塩之沢堰の間が、現在、維持流量に対して流量が不足している区間となります。この区間について、維持流量としては、芝川の合流点から十島堰の区間が $8.8 \text{ m}^3/\text{s}$ 、これが景観で決まっているというところでございます。これについて、漁業とか魚類について必要な、1月が $1.6 \text{ m}^3/\text{s}$ 、2月から5月末までが $6.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、6月1日から9月1日までが $2.8 \text{ m}^3/\text{s}$ 、9月1日から $1.6 \text{ m}^3/\text{s}$ といった中間目標を定めていきたいと。

十島堰と塩之沢堰の区間については、維持流量が緑のところで決まっている部分が多いので、景観で決まっているというところでございます。 $14.3 \text{ m}^3/\text{s}$ のところは2つ瀬がございまして、2つ目の瀬のところで $14.3 \text{ m}^3/\text{s}$ と決まっておりますが、もう一つ、魚類で重要

な瀬がございますので、そこの流量を踏まえて、1月から3月の終わりまでが $3.6\text{m}^3/\text{s}$ 、4月から6月の終わりまでが $4.6\text{ m}^3/\text{s}$ 、7月1日から12月の終わりまでが $3.6\text{ m}^3/\text{s}$ といった値を中間目標と定めていきたい。この中間目標を定めて、段階的な流量の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

次でございます。河川環境の整備と保全に関する目標でございます。河川環境が似通っている区間を環境区分としてまとめて、区分ごとに最も良好な区間を代表区間として設定します。代表区間をはじめとした良好な場を保全することを基本的な考え方として、河川整備の実施に当たっては、良好な河川環境の保全・創出を図っていきたいと考えてございます。写真にあるところが、おおむね各区間で代表的な区間と考えているところでございます。

次でございます。富士川の下流部5kmから6kmの雁区間では、かつて大規模な礫河原が分布してございました。1980年代という写真が左下にございますが、こういった礫河原があったところでございます。ですが、最近、水面比高差が拡大して乾燥した立地となっておりまして、外来種の侵入などにより礫河原の減少が見られることから、定量目標として、礫河原の環境が25ha程度存続するようにしていきたいと考えているところでございます。整備計画改定に伴って、流下能力の確保を前提に、治水と環境都市が調和した河道掘削を実施していきたいと考えているところでございます。

この区間は現在のところ、令和3年の時点では、礫河原面積は約11.4haになっているところでございます。近年、紫っぽい色のところの外来種が増加して、河川環境シートの評価も下がっているというようなところもございまして、流下能力確保のための河道掘削と併せて、25haを確保していきたいと考えているところでございます。

資料4の説明については、以上でございます。

【大槻座長】

ありがとうございました。事務局より富士川水系河川整備計画変更について説明がありました。どなたからでも結構です。挙手の上、ご発言いただきたいと思います。事務局からは、必要に応じてその都度お答えください。絹村委員から手が上がりましたので、絹村委員、よろしくお願ひいたします。

【絹村委員】

静岡県土地改良事業団体連合会の絹村です。治水の関係に関しましては大変重要な問題でありますし、よくわかりました。その一方で利水の関係でございますけれども、つい先日まで東北や新潟県などの農業地帯で渇水が起こったということで、今は逆に豪雨災害の方が心配だという状況ではありますけれども、この渇水対策につきまして、国土交通省様からもご支援を頂いたという話を聞いておりまして、大変ありがたく心強く感じたところでございます。近年、降雨につきましては、豪雨と、雨が長期的に降らない期間の二極化が起こっているということと、気温上昇によりまして農業の水需要が大変増加して、そして節水も厳しい状況になっているところでございます。特に、作物被害につきましては、農家にとっては死活問題であるというところでありますし、食料の安定供給の観点からも大変支障が生じるのではないかというようなところでございます。今回、河川整備計画の見直しの主眼というのが洪水の関係にあると思うところですけれども、河川の適正な利用と流水の正常の機能の観点から、利水に対するご理解、特に渇水時の対応について様々なご支援とご協力を願いしたいところでございます。治水、利水どちらも大切だと思いますので、利水も含めまして流域全体で連携協力関係が築けるようにお願いしたいということでございます。整備計画そのものに記載できるかわかりませんけれども、利水の観点の部分もご配慮頂けたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【大槻座長】

利水からのご意見ということで、事務局の方から返答をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

利水に関しては、整備基本方針の方でも正常流量を定めさせて頂きました。この清水端の流量をベースに、渇水になった場合には流域全体として関係機関と調整しながら対応していきたいと考えてございます。整備計画にもそういったことが記載できるよう考えていくたいと思います。

【絹村委員】

よろしくお願いします。

【大槻座長】

ありがとうございました。その他の委員から、ご意見ありましたら、清水委員よろしくお願いいたします。

【清水委員】

私の方も先ほどの絹村委員と全く同じで、ぜひ渇水の関係も、異常渇水時においてはというところで記載できるようなことをご検討していただきたい。あわせまして、今回の13ページにある気候変動を踏まえた見直しの説明ということで理解しました。近年よく言われている流域治水ということで、気候変動を踏まえてあらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的多層的な水害対策も新たな視点だと思いますので、今回の説明の中でそういった記載がなかったように思いますので、ぜひその辺のこととも検討をお願いします。

【大槻座長】

はい、事務局から。

【瀬尾流域治水課長】

ご指摘ありがとうございます。富士川水系におきましても、流域治水協議会を設けておりまして、山梨県、静岡県を含めて流域治水対策を進めておりますので、今日の資料には入っていませんでしたが、次の回ではそういった形で入れさせていただいて、整備計画の方にも記載していきたいと思います。ありがとうございます。

【大槻座長】

ありがとうございました。その他の委員はいかがでしょうか。浅見委員、お願いします。

【浅見委員】

常葉大学の浅見です。生き物の環境について、非常にわかりやすくまとめてくださいまして、具体的によく把握できるようになったという気がしております。特に、目標のところで場と生物相それぞれで評価していただいているので、河川整備としての場、それからその結果として生き物をどのように目標として設定していくのかがすごくわかりやすくなっているのではないかと思います。この点に関して2点質問があります。

まず1点は、私の思い違いかもしれません、釜無川の現況の認識としまして、重要種は継続して確認されているということなのですが、公開は難しいと思いますが、河原の生き物、カワラハニミョウやカワラニガナは減少傾向にあるのではないかなどいうところが気になっています。まずそれが1点。

それから、特に整備計画の目標、最後のところで、雁堤が特にここだけ具体的に取り上げられているというのは、例えばの例としてこちらが取り上げられたという理解でよろしいでしょうか。この2点です。

【大槻座長】

事務局、よろしくお願ひいたします。

【瀬尾流域治水課長】

カワラニガナなどが減っているかについては確認させていただきたいと思います。雁堤のところは、富士川全体として今の環境を維持していくながら、河道掘削等を行っていくことを考えておりますが、定量目標を定めるという中でこの区間を代表的に選ばせていただいたというところでございます。

【大槻座長】

はい、そのほか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】

東海大学の秋山です。今の質問に関連してですが、事前の説明の時に聞いたと思うのですが、水辺の国勢調査はこれから入る、それともその調査結果が入っているのでしょうか。

【瀬尾流域治水課長】

底生生物調査は今年、今やっているため、その結果はここには入れられないということになります。これまで実施した結果を踏まえて作成させていただいております。

【大槻座長】

他にいかがでしょうか。武藤委員よろしくお願ひいたします。

【武藤委員】

山梨大学の武藤です。40ページのところの治水安全度、目標流量を気候変動等の影響を加味した形で変更していただいたということで、数字をみるとかなり大きい流量を流せるようにしていただけるということでよい傾向で考えていただいていると思いました。これが具体的に16ページに出していただいている整備を進めていくと目標流量が達成できるという理解でよろしかったでしょうか。

【大槻座長】

事務局、ご説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

今出ている16ページのものは、今の整備計画のメニューのものになります。今日、目標を概ねご了解いただければ、次回この有識者会議の場で、このようなメニューを実施していきたいという案を提示させていただきたいと思っております。

【武藤委員】

この目標流量によって、リスクがどれだけ下がるのかというリスク評価は難しいと思いますが、災害発生確率が下がるか、そういったものも住民の方にとってはわかりやすいと思いますので、そのあたりも示していただけるとありがたいかなと思いました。

【瀬尾流域治水課長】

どのように出せるかは確認させていただきたいと思います。

【岡崎委員】

山梨県水産技術センターの岡崎です。今のご説明の中で、良好な礫河原が残っているというところが気になったのですけれども、何を持って良好かというのは、外来植物等に被覆されて礫河原自体がなくなっているところはあるけれどもそうでないところも多いというところを持って、良好と言っているのですか。山梨県の河川で一番重要な魚種というの アユになるのですが、アユの生息環境というところで見ていきますと、平成 23 年の台風の時に早川で大規模な山腹崩壊が起こって、そこで土砂がかなり出て、特に早川の合流点から下流で人頭大の礫河原が粒径の細かい砂で埋まってしまいました。河床もしかりで、アユは大きな石に付いたコケを食べるので、アユの生息環境から見ていきますと平成 23 年の災害以降はちょっと悪くなっているかなと。ただ、3 年前あたりからかなり改善してきていて、それまでは平成 23 年から 10 年ちょっとになりますが、アユがほとんど川で釣れないような状況が続き、放流はしていたのですが砂の影響でアユが居着くような環境になかったのですが、最近は回復傾向にあるのでましになったのかなとは思いますが、あまり良好と言うとアユの視点からまだちょっとという気がしております。それが気になったので、意見をさせていただきました。

【大槻座長】

事務局、ご説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

ご意見ありがとうございます。搅乱をしながら礫河原・自然裸地系の植物の生息面積が、質まではあまり見られていないかもしれません、概ね確保できているかなと認識の中で、良好なというような書き方をさせて頂きました。

【大槻座長】

他にいかがでしょうか。

【浅見委員】

常葉大学の浅見です。1 点、この計画のところで扱うかどうかわからないのでお聞きしたいことがあります。河川閉塞についてです。4 ページのところでも書かれていらっしゃいますように、大断層が走っているということで、富士川の西側を走っているところが下流で富士川にくついてきています。その白鳥山というところが、大きな地震のときに崩れて河川閉塞をこれまで起こしてきています。例えば、宝永地震 1707 年のとき、安政地震 1854 年のときにそれぞれ河川閉塞を起こしていて、左岸側、右岸側それぞれに石碑が残っております。たまたま植生調査をしていまして、気になったものですから、明治時代の地図、その後の航空写真などを確認しましたところ、ずっと崩れ続けているんですね。そう思いますと、ここで大きな予想もしないような降雨が起きた場合、河川閉塞を起こすこともあるのではないか、そうするとその場はもちろんのこと、決壊したときに下流側に及ぼす影響があるのではないかと思いますが、これにつきましては、この計画とは関係のないところで考えている、あるいはしっかりと治水対策をしているから大丈夫だとか、その辺りがわからないので教えていただければと思います。

【大槻座長】

よろしくお願いいいたします。極端現象の話、全般的な話を踏まえてということになると思います。

【瀬尾流域治水課長】

河川閉塞の発生については、我々も知っていて、地震の関係により、崖崩れで河川閉塞したと認識しております。南海トラフの地震等の防災についても入って来ると思いますが、具体的な対策としてこの整備計画にそれが記載されることはちょっと難しいかもしれません、その事象もあるということで注意しなければいけないという記載は可能かなと思っています。書き方については確認していきたいと思っております。

【大槻座長】

まだ時間はございますので、ご意見あればいただきたいのですがいかがでしょうか。では、馬籠委員お願ひいたします。

【馬籠委員】

ご説明ありがとうございます。42ページのところなのですが、流水の正常な機能の維持に関するところで、ご苦労なさって関係機関、委員会を通じて設定した維持流量、正常流量のところになりますが、中間目標として設定して段階的にということでおっしゃる通りだなと思います。言える範囲で結構なのですが、どのくらい期間、タイムラインを考えられているのかと言うことと、見込みみたいなものが見えているものだけでも結構なので補足していただければ、気にされている方も非常にありがたいのかなと思ってお聞きしました。よろしくお願ひ致します。

【瀬尾流域治水課長】

ありがとうございます。具体的にいつまでと言うところは申し上げられないのですが、中間目標ですが、できるだけ速やかに確保し、維持流量の方を確保していくないと事務方では思っているところでございます。

【馬籠委員】

資料を見せていただくと、すべての季節で難しそうというわけではなさそうなので、説明のときにうまくそこを使うと納得してもらえそうかなと思います。

【瀬尾流域治水課長】

具体的な流況については、24ページのところに、検討会のときに使用させていただいた、ある年のものになりますが、赤が維持流量で、緑で記載させていただいているものが中間目標として定めようとしているラインでございまして、まるまるずっと足らないということではないですので、段階的な確保に向けて調整をしていきたいと考えております。

【大槻座長】

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。なさそうなので、私の方から質問をいくつかさせていただければと思います。

1つ目は土砂の話になるのですが、富士川流域、特に土砂生産性が高いという特徴を持っていますので、整備計画流量を定めたとしても、土砂の分のバッファをどういうふうに考えていくのかということを、他の流域よりも強く意識を持たなければいけないと思っておりまして、その点についてどういうお考えで進めていかれようとしているのかというのを聞きたいというのが1点です。

もう1つは、流量をあげた時に整備のメニューを次回以降、議論するわけなのですけども、数字だけの話だけではなく、実際の整備としてやっていく中でどのくらい実現性があるのかということは、必ず説明に加えないといけないと思っております。一般的な話で言えば、これ以上河道を拡幅するような場所がないということをいろいろなところで考えられていることなので、そういったところが富士川ではどうなのかといったことも、あわせて説明する必要があるのではないかと考えているのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

【瀬尾流域治水課長】

土砂の観点についてですが、土砂移動の計算などは実施しているのですが、かならずここに堆積するなどは、出水の状況によっても大きく違うというところもございますので、そこはモニタリングを行いながら順次断面の確保に努めていきたいという形になろうかなと思っております。ただ、傾向としてたまりやすいというところはわかってはいますの

で、そういったところを中心に始めるとか、そういったことは考え得るかなと考えてございます。

続きまして、メニューの実現性についてですが、一応河道断面の確保のなかで、引堤をしなければいけないなどの大きなことについては方針のなかで考えた際に、今の川幅のなかで概ね対応できるのではないかなどと考えているところでございます。細かい検討をする中で少し対応をすることがあるかもしれません、大々的に大きく引堤をするということは今のところないと考えております。非現実的な整備のメニューがあがらないように考えて、次回出していきたいと思っております。

【大槻座長】

ありがとうございました。他ありますか。いかがですか。

【風間委員】

ご説明ありがとうございます。本当にわかりやすくなっていると思ったのですが、1点、河床内の生物の記載がほとんどなかったような気がしておりまして、水生生物の調査等をされているので、それについても現状を教えていただきたい。それから目標の方に、さきほど土砂の話でアユの話もありましたけれども、やはり河床の状況をどのように保つかというものがもし書き込めるのであれば検討いただければありがたいと思います。というのも、ご存じのように、例えば水質としては問題ないということであっても、河床がぬるぬるしていて、富栄養化した河川と同じような河床状況ということもありますので、上の流れている水質だけではなくて、河床についてもどういったものを目標にするのか、もし書き込めばそれも富士川の特徴になるのかなと思いました。

【大槻座長】

ありがとうございました。では、返答の方、よろしくお願ひいたします。

【瀬尾流域治水課長】

ご指摘ありがとうございます。検討させていただきます。

【秋山委員】

東海大学の秋山です。今のご意見とちょっと近いのですけれども、先ほど土砂が多く出ているというところで、富士川をそんなに詳しく見ていないのでわからないのですけれども、他の河川だと淵が埋まっているところが多くて、結局魚にはアユみたいな瀬に付く魚と淵に付く魚がいまして、その淵で生活する魚がかなり今危機的な状況になっていまして、これがどういう理由かわからないのですけれども、例えば埋まってきたところを回復させるとか、淵がちゃんとできていないとまた土砂が下流にどんどん流れるということにもなって災害につながることもあると思うのですよね。本来、淵と瀬がきちんと形成されるような流れを再現するのが一番いいと思いますが、万が一大雨が降って淵が埋まってしまったというときにそれを整備で元に戻すなど、そういったところも考える必要があるのではないか。今まででは、淵が埋まるような大雨が降るということはあまりなかったですけれども、最近は一雨で淵が全部埋まっているということもあるので、その辺も視野に入れた方が、大雨ということをここに入れられるのであればそういうことを考えた方がいいかなということが1点。

もう1つが、以前事前説明の時に少しお話したかもしれないのですけれども、川の周辺環境、昆虫などが特にそうですが、1か所だけが生息地があってもそこで大雨が降って水没してだめになってしまふと植物は残っていても昆虫などはいなくなってしまう。本来、自然界というのはメタ個体群といって、そのときに残っていたところからまた広がっていくなくなったところも補填してくれるという、何か所か生息地があることで生態系を維持していることがあるので、もうかなりいなくなっている種類もあると思うのですけれども、今度の水辺の国勢調査で出てくると思うのですよね。種を限定するのではなくて、

いくつかの種類について何か所か生息地を確保してあげるような、そういうことも洪水ということを考えると入れてあげるといいのではないかと思いました。

【大槻座長】

時間が来ているので、返答についてはまたということでお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

はい。

【大槻座長】

それでは、この議論に関しましては、ここまでということにさせていただきたいと思います。

(2) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて

【大槻座長】

それでは次に、議事次第5 (2) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【瀬尾流域治水課長】

それでは、資料5を御覧ください。「富士川水系河川整備計画変更までの流れについて」というところでございます。

3つ書いてございまして、関係県等との会議と、学識経験を有する者と、関係住民等となってございます。整備計画については、これらの方々の意見を聞きながら作成していくことになります。本日、8月7日ですが、午前中に関係の県の方と会議をさせていただきまして、今、有識者の方の意見を聞かせていただいているというところでございます。

目標について本日御議論させていただいて、次回については、整備計画の変更原案という形、おおむねこういう形でいきたいというようなものを、メニューとともにに出させていただきたいと思ってございます。原案についておおむね了となりましたら、河川整備計画の変更原案について、関係住民への意見聴取、パブリックコメントとか公聴会の開催などを行いまして、その後、その意見を踏まえたものを変更案という形で審議していただくというような流れになります。その後、関係知事との意見聴取で、関係省庁との協議を踏まえて、整備計画は変更になる。このような流れになります。

以上でございます。

【大槻座長】

ありがとうございました。

これで本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しいたします。

6. 閉会

【内藤副所長】

大槻座長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日頂きました御意見を踏まえまして、今後の富士川水系河川整備計画の変更原案を検討させていただきたいと思います。

本日の議事録につきましては、公開規程に基づきまして、委員の皆様に内容を御確認いただいた後、関東地方整備局のホームページにて一般に公開させていただきたいと思います。議事録は整理ができましたらお送りいたしますので、御確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、第1回富士川水系河川整備計画有識者会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。